

## ○ 西いぶり広域連合職員表彰規則

平成12年3月28日

規則第1号

(目的)

第1条 西いぶり広域連合(以下「広域連合」という。)の一般職に属する職員(臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。)の表彰については、この規則の定めるところによる。

(表彰の事由)

第2条 職員で次の各号のいずれかに該当するときは、広域連合長がこれを表彰する。

- (1) 業務上特に有益な発明考案又は改良をしたとき。
- (2) 業務上の危害を未然に防止し、又は変事に際して特別の功績があったとき。
- (3) 勤務成績抜群で職員の模範とするに足ると認められるとき。
- (4) その他表彰するに相当と認められるとき。

(表彰の時期)

第3条 職員の表彰は、広域連合長が必要に応じて、その都度行う。

(欠格条項)

第4条 表彰を受ける者が表彰日までに次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わないことがある。

- (1) 科料以上の刑に処せられたとき。
- (2) 懲戒処分を受けたとき。
- (3) その他表彰に相当でないと認められたとき。

(死亡又は退職職員の表彰)

第5条 表彰を受ける者が表彰日前に死亡し、又は退職した場合は、その身分喪失の前日にさかのぼってこれを表彰する。

- 2 前項に規定する死亡した職員の表彰は、その遺族に対してこれを行う。
- 3 前項に規定する遺族の範囲及び順位については、西いぶり広域連合職員の給与に関する条例施行規則(平成12年規則第19号)の各相当規定を準用する。

(表彰状等)

第6条 表彰は次のとおりとし、これを併せて行うことができる。

- (1) 表彰状授与
  - (2) 褒賞金品授与
- (記録の保存)

第7条 表彰は、履歴事項とし、永年これを保存しなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。